

2010年 9月号



みなさまの経営のお役に立つ情報を発信します！



TAKEUCHI ACCOUNTING OFFICE
One Stop Management 竹内総合会計事務所



竹内総合会計事務所 通信

トピックス

日本経団連の提言で「法人税の実効税率 5%の引き下げ」があげられています。法人税の実効税率の引き下げにより、国際的な競争力の強化等のメリットがいわれませんが、法人税は利益にかかる税金であり、利益の出た法人にしかかかってきません。そして、その財源は「消費税の増税」等といわれ、通常であれば法人税のかからない赤字企業にまで負担が求められることになります。いずれ実効税率は他国との競合で下げていかなければいけないのかもしれませんが、各種政策減税を見直した上で、議論を進めていっていただきたいと思います。



厚生年金の保険料率の変更

厚生年金の保険料率が2010年9月から16.058% (前15.704%) に引き上げられます。この保険料率は、毎年0.354% (労使折半) ずつ引き上げ、2017年度には年収の18.30% (労使折半) まで引き上げられることが決まっています。

また、この保険料については9月分を翌月の10月末に支払います。まず基本として理解してください。

次に実務上の注意点です。この料率の引き上げを9月の給与から行うのか、10月の給与から行うのかです。9月から変更だったら9月分からと考えがちですが、10月支給の給与から天引きして、そのまま末に支払をするのが原則です。もちろん9月支給分から天引きしてもなんら問題はありません (入った月の給与から社会保険料を天引きしている会社はこちらのケースになります)。



9月分の給与が未締めで10月10日支払など、計算期間と支払が月をまたぐ場合は、自動的に10月支払の給与で天引きすることになります。何月分の給与なのか、締め日支払日などの関係でややこしくなりがちですので、頭を整理しておいてください。

(衣川)



社員の方の「気づき」を促す

ちょっとした「気づき」が販売先を開拓したり、新しい商品やサービスを創り出すことは周知の事実ですが、この気づきを発掘することは中小企業の経営者の方の重要な仕事の一つであり、会社資産であるように思います。

気づきを発掘する術は経営者の方によって様々かとは思いますが、一つに書籍の活用があります。私が以前籍をおいていた会社は、研修の一環として年に2回ほど田舎の民宿 (テレビも何もない) に宿泊して、経営者を交えて輪読を行ってました。ジャンルは様々でしたが、主に経営に関するものが中心でした (松下幸之助さんなど)。輪読のあとは本の感想や自身の仕事に応用できるもの、足りないものなど自由に議論します。

皆さんは会社の経営方針、社長自身の仕事観や人生観をどうやって社員の方に伝えておられますか？

成長を期待している社員の方に是非渡したい書籍はありますか？

(北川)



欄外コーナー 従業員紹介 (永島 佐知子 編)

好きな本; 蒼穹の昴 夏への扉

趣味; 読書 映画鑑賞 好きな映画; アメリ ショーシャンクの空に